

海外留学支援制度（協定派遣）（学外）

グローバル人材育成推進事業採択大学に対して日本学生支援機構より配分される留学参加を援助することを目的とした奨学金です。留学先によって額が異なります。また、グローバル人材育成推進事業実施期間のみの期間限定の奨学金で、支給対象校となるか年度によって異なるため、希望される方は奨学金担当者に確認をしてください。

●給付額・給付方法・返還

対象者	給付額	給付方法	返還
本学の留学・語学研修で対象となるプログラムに参加し、指定の条件に合致する者の中から選抜	60,000～80,000円／月 留学先によって額が異なります。	口座振込	不要

●説明

■ 条 件：

- 日本国籍を有する者または日本への永住が許可されている者
- 本学における成績評価係数が2.3以上（3.0満点）（日本学生支援機構の計算式）
- 経済的理由により、自費のみで留学が困難な者（所得証明書を提出）
- 留学先の査証（ビザ）を取得できる者
- プログラム終了後、本学において学業を継続する、または学位を取得する者
- 他団体から奨学金支給月額合計が本奨学金額を超えない者

■ 手 続：説明会または案内に従い、所定の手続きを行なって下さい。

■ 給 付：留学期間中に本人の口座に毎月振り込まれます。

■ 義 務：

- 留学前：留学&奨学金に関するアンケートへの回答
- 帰国後：留学&奨学金に関するアンケートへの回答・終了報告書の作成・提出